



鳥取県公報

平成15年4月4日(金)
第7472号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	新たに生じた土地の確認 (225) (市町村振興課)	1
	字の区域の変更 (226) (")	1
	生活保護法による介護機関の指定 (227) (福祉保健課)	2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (228) (")	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (229) (経済交流課)	3
	土地改良事業の同意 (230) (耕地課)	4
	地域森林計画の変更 (2件) (231・232) (林政課)	4
	保安林の指定予定 (233) (森林保全課)	4
教委告示	臨時教育委員会の招集 (12) (教育総務課)	5
公 告	土地収用法による審理の開催 (管理課)	5
	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課)	5
調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局小中学校課)	6

告 示

鳥取県告示第225号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定に基づき、羽合町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置 (平成14年12月10日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷584の1、584の8の地先	6747.77平方メートル

鳥取県告示第226号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成15年4月4日からその効力を生ずる。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成14年12月10日現在の地番による。）
大字橋津字二ノ浜屋敷	大字橋津字二ノ浜屋敷の全域 大字橋津字二ノ浜屋敷584の1、584の8の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設しびのさと	西伯郡岸本町久古1109 - 2	平成15年3月26日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人宏平会	西伯郡岸本町大原927 - 1	介護老人保健施設しびのさと	西伯郡岸本町久古1109 - 2	通所リハビリテーション及び短期入所療養介護	平成15年3月26日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人宏平会	西伯郡岸本町大原927 - 1	介護老人保健施設しびのさと	西伯郡岸本町久古1109 - 2	平成15年3月26日

鳥取県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人用瀬町	八頭郡用瀬町大字別	社会福祉法人用瀬町	八頭郡用瀬町大字別	平成15年3月1日

社会福祉協議会	府97 - 5	社会福祉協議会	府97 - 5	
---------	---------	---------	---------	--

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人用瀬町 社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別 府97 - 5	社会福祉法人用瀬町 社会福祉協議会	八頭郡用瀬町大字別 府97 - 5	平成15年3月1日

鳥取県告示第229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコート
西伯郡日吉津村大字日吉津1157

2 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前5時～午後10時

変更後 午前5時～翌日の午前1時

3 変更年月日

平成15年3月25日

4 届出年月日

平成15年3月24日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成15年4月4日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津872 - 15

日吉津村産業課

8 意見書の提出

日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商

工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業御机地区農道整備）について、平成15年3月28日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第233号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字東坪字宮尻濱20の1地先・21地先・23の2地先・23の3地先・23の7地先・24地先・43の1地先・44の1地先・63の1地先・63の3地先（次の図に示す部分に限る。）、7の5地先・20の2地先・23の1地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第12号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年4月4日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 日時 平成15年4月7日(月)午後2時
- 場所 東伯郡大栄町大字由良宿291-1 鳥取中央育英高等学校記念館研修室
- 議題
 - 公立学校教職員の懲戒処分について
 - その他

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定に基づき、次のとおり審理を開催する。

平成15年4月4日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 期日
平成15年4月22日(火)午後1時30分
- 場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁議会棟3階 第15会議室
- 件名
一般国道482号改築工事(鳥取県八頭郡用瀬町大字赤波地内)及びこれに伴う砂防設備の付替工事

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成15年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
佐 竹 正 善	鳥取市南吉方	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
平 井 興 晟	鳥取市末広温泉町	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
内 海 隆	倉吉市堺町	
小 谷 次 雄	倉吉市東仲町	(倉吉市のうち、明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町一丁目)
市 場 正	倉吉市宮川町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	上井地区 (倉吉市のうち、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋)
柿 田 弘 治	米子市万能町	米子駅前地区 (米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町)
西 村 正 文	米子市茶町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち、朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町)
吉 良 信 男	米子市尾高町	
田 部 五 十 鈴	米子市朝日町	
辻 聡	米子市角盤町	
長 尾 徳 信	米子市皆生温泉	皆生地区 (米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目)
吉 村 聰 衛	米子市上福原	
竹 本 勲	米子市上福原	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県教育センター遠隔講義システム機器 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年7月1日から平成19年6月30日まで

(4) 納入期限

平成15年6月27日(金)

(5) 納入場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成15年4月4日(金)から平成15年5月15日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていないものであること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター 総務課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター 総務課

電話 0857-28-2321

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年4月7日(月)午前10時

鳥取県教育センター 会議室

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年5月15日(木)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成15年5月14日(水)午後5時までとする。)

鳥取県教育センター 会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年5月6日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Computer system for information technology education training of Tottori Prefectural In - service training and Research Institute

(2) Time - limit for submission of documents for qualification confirmation : May 6 , 2003 5 : 00PM

(3) Time - limit for submission of tenders : May 15 , 2003 1 : 30PM

Time - limit for submission of tenders by registered mail : May 14 , 2003 5 : 00PM

(4) Please contact : General Affairs Division , Tottori Prefectural In - sevice training and Research Institute , 5 - 201 Koyama - cho - Kita , Tottori - shi , 680 - 0941 Japan TEL : 0857 - 28 - 2321